

別表第2 (第27条関係)

(1) 設計住宅性能評価手数料表

床面積の合計		手数料の額 (円：税込)	
		一般の場合	型式等の場合※
戸建住宅	100㎡未満	34,000	26,000
	100㎡以上200㎡未満	36,000	28,000
	200㎡以上	38,000	30,000
※ 型式等の場合とは、構造の安定に関すること、及び温熱環境に関することのいずれかの分野を含む2分野以上について住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書等を活用することで審査を省略できる場合に適用する。			
共同住宅等	200㎡未満	64,000 + M × 7,000	
	200㎡以上500㎡未満	80,000 + M × 7,000	
	500㎡以上1,000㎡未満	118,000 + M × 7,000	
	1,000㎡以上2,000㎡未満	200,000 + M × 7,000	
	2,000㎡以上4,000㎡未満	220,000 + M × 7,000	
	4,000㎡以上6,000㎡未満	240,000 + M × 7,000	
	6,000㎡以上8,000㎡未満	260,000 + M × 7,000	
	8,000㎡以上10,000㎡未満	280,000 + M × 7,000	
	10,000㎡以上	300,000 + M × 7,000	
M: 評価対象住戸数(変更申請にあっては、変更住戸数)、アンダーラインは、基本手数料を示す。			
備考			
1. 設計住宅性能評価に係る床面積の算定は、以下の表による。			
(1)	設計住宅性能評価を申請する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る部分の床面積	
(2)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を住宅センター以外の者から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)	
(3)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を住宅センターから受けている場合	<p>当該建築に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>ただし、変更となる評価分野が、3項目までにあっては、当該建築に係る部分 (共同住宅等にあっては、当該変更に係る住戸) の床面積に応じた手数料に、次の率を乗じた額とする。</p> <p>① 1項目の場合 20%</p> <p>② 2項目の場合 30%</p> <p>③ 3項目の場合 40%</p> <p>なお、次のいずれかの内容の変更を申請する場合は無料とする。</p> <p>① 計住宅性能評価申請書の申請者等の概要の変更の場合</p> <p>② 地名地番の変更の場合</p> <p>③ 等級の変更がなく評価方法基準等への適合性が容易に判断できる変更の場合</p>	
(4)	住宅センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更する場合	当該建築に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)	
備考			
2. 設計住宅性能評価の申請手数料の額は、設計住宅性能評価申請一件 (棟毎申請) につき上記に定める手数料額とする。			
3. 延べ面積の1/2以上を住宅の用に供し、かつ、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内の兼用住宅は、戸建住宅の手数料表を適用する。			

(2) 建設住宅性能評価手数料表(新築住宅)

床面積の合計		手数料の額 (円：税込)
戸建住宅	100㎡未満	36,000 + N × 10,000
	100㎡以上200㎡未満	43,000 + N × 10,000
	200㎡以上	58,000 + N × 10,000
共同住宅等	200㎡未満	N × <u>37,000</u> + M × 6,000
	200㎡以上500㎡未満	N × <u>40,000</u> + M × 6,000
	500㎡以上1,000㎡未満	N × <u>50,000</u> + M × 6,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	N × <u>70,000</u> + M × 6,000
	2,000㎡以上4,000㎡未満	N × <u>80,000</u> + M × 6,000
	4,000㎡以上6,000㎡未満	N × <u>90,000</u> + M × 6,000
	6,000㎡以上8,000㎡未満	N × <u>100,000</u> + M × 6,000
	8,000㎡以上10,000㎡未満	N × <u>120,000</u> + M × 6,000
	10,000㎡以上	N × <u>150,000</u> + M × 6,000
M: 評価対象住戸数 N: 検査を行う回数、アンダーラインは、基本手数料		
備考		
1. 建設住宅性能評価に係る床面積の算定は、以下の表による。		
(1)	建設住宅性能評価を申請する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る部分の床面積
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価を住宅センター以外の者から受けている場合	当該計画変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
(3)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価を住宅センターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)
(4)	住宅センターが建設住宅性能評価審査中であつた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)
2. 建設住宅性能評価の申請手数料の額は、建設住宅性能評価申請一件(棟毎申請)につき上記に定める手数料額とする。		
3. 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価に係る住宅毎に定まる性能に関する検査は、対象住戸の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)の住戸を検査対象として抽出し、目視又は計測により行う。		
4. 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価において、申請者の希望により、評価対象住戸数の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)を超えて、住戸毎に定まる性能に関する目視又は計測を行う場合は、申請者の希望する総住戸数から評価対象住戸数の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)を減じたものに、20,000円(税込)を乗じた額を加算する。		
5. 建設住宅性能評価を行う住宅の所在地が、離島である場合、宿泊を伴う場合は、それぞれに係る費用を実費加算する。		
6. 延べ面積の1/2以上を住宅の用に供し、かつ、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内の兼用住宅は、戸建住宅の手数料表を適用する。		

(3) 建設住宅性能評価手数料表(既存住宅)

①戸建住宅の現況検査(必須項目)

延べ面積の合計	手数料の額 (円：税込)
200㎡未満	68,100
200㎡以上	73,500
備考 1. 設計図書等がない場合は、別途見積とする。 2. 共同住宅等は、別途見積とする。	

②特定現況検査(選択項目)

延べ面積の合計	手数料の額 (円：税込)
200㎡未満	32,400
200㎡以上	別途見積

③戸建住宅の個別性能検査(選択項目)

延べ面積の合計	手数料の額(円：税込)	
	一般の場合	新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅
構造の安定に関する事	64,800	20,600
火災時の安全に関する事	5,800	3,300
維持管理・更新への配慮に関する事	—	3,300
空気環境に関する事	5,800	3,300
光・視感興に関する事	9,800	3,300
高齢者等への配慮に関する事	9,800	3,300
防犯に関する事	5,800	3,300
備考 1. 設計図書や計算書がない場合は、別途見積とする。 2. 空気環境に関する事は、6-2換気対策による。6-2以外は、別途見積とする。 3. 共同住宅等は、別途見積とする。		

(4) 設計・建設住宅性能評価書の再交付手数料

施行規則第4条第4項及び第7条第4項に基づく場合又は別表第2(1)設計住宅性能評価手数料表の備考1(3)なお書きによる変更に基づき、住宅性能評価書の再交付を申請する場合の手数料は、1通につき2,000円(税込)とする。

(5) 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の手数料加算額

測定を行う化学物質		手数料の額 (円: 税込)
戸建住宅	ホルムアルデヒド	44,000
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	66,000
共同住宅等	ホルムアルデヒド	23,000 + M × 21,000
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	24,000 + M × 42,000
<p>M: 評価対象住戸数</p> <p>※1 測定の方法は、簡易測定機器(測定バッグによるパッシブ採取方式)による方法とする。</p> <p>※2 住宅性能評価方法基準6-4(3)イ採取条件③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定は、申請者が行うものとする。</p> <p>※3 戸建住宅の測定は竣工検査と同時に行うものとする。</p> <p>備考</p> <p>1. 室内の化学物質を測定する場合の手数料は、以下の手数料を加算額した額とする。 室内空気中の化学物質の濃度等の評価の測定については、すべての評価対象住戸を検査対象とする。</p>		

(6) 住宅センター以外の者が設計住宅性能評価を行った場合の手数料加算額

床面積の合計		手数料の額 (円: 税込)
戸建住宅	100㎡未満	11,000
	100㎡以上200㎡未満	13,000
	200㎡以上500㎡未満	21,000
	500㎡以上	30,000
共同住宅等	500㎡未満	32,000 + M × 9,000
	500㎡以上1,000㎡未満	42,000 + M × 9,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	62,000 + M × 9,000
	2,000㎡以上10,000㎡未満	160,000 + M × 9,000
	10,000㎡以上50,000㎡未満	300,000 + M × 9,000
	50,000㎡以上	750,000 + M × 9,000
<p>M: 評価対象住戸数</p> <p>備考</p> <p>1. 住宅センター以外の機関が住宅設計性能評価を行った場合の、建設住宅性能評価の申請手数料の額は、設計住宅性能評価申請一件(棟毎申請)につき上記に定める額を加算するものとする。</p>		

別表第3 (第28条第2項関係)

評価手数料の返還額

申請の取り下げを行った時期	当該申請手数料に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
第1回目の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場検査を実施する日の前日まで	$1 - \{ (J \div N \times 0.95) + 0.05 \}$ ※ Jは申請の取り下げの日までにすでに実施した現場検査の回数とし、Nは検査回数とする。
竣工時(最終回)の現場検査を実施した日以降	0.0(返還しない)
※ 1,000円未満切捨	

別表第4 (第29条(1)、(2)号関係)

評価手数料の減額

(1)、(2)号関係 : 同一団地内、同一住棟の 評価手数料の減額(千円未満は切り捨て)
1. 評価業務規程第29条第(1)、(2)にかかる割引額は、別表2-第1:設計住宅性能評価手数料に掲げる基本手数料のうち、該当する項の基本手数料の1/3の額を減額する。